

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 体験交流業務
発 注 課	市民文化局市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	札幌アイヌ協会（会長：阿部 一司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、アイヌの伝統料理の調理や民具づくりなどの体験講座を通じて、市民のアイヌ文化に対する理解を深めることを目的とするものである。</p> <p>業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、幅広い分野にわたる体験講座の企画立案、実施に係る専門的な知識・技術・経験等が必要となるほか、各講座に複数名の講師を確保できる組織体制を備えている必要がある。</p> <p>これらの条件を満たし、適切に業務を履行できるのは、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。</p> <p>なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和4年度においても同種業務を受託し、良好な履行実績がある。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年5月9日